

食糧麦備蓄対策事業実施要領

制 定	平成22年 8 月20日22総食第437号
一部改正	平成22年 9 月28日22総食第614号
一部改正	平成23年 2 月16日22総食第1062号
一部改正	平成23年 5 月 2 日23総食第224号
一部改正	平成23年 9 月 1 日23生産第4318号
一部改正	平成24年 4 月 6 日23生産第6268号
一部改正	平成25年 6 月28日25生産第1100号
一部改正	平成27年 9 月30日27生産第1842号
一部改正	令和元年 5 月 7 日元政統第18号
一部改正	令和 2 年 3 月17日元政統第1882号
一部改正	令和 2 年 9 月14日 2 政統第1100号
一部改正	令和 3 年 3 月29日 2 政統第2578号
一部改正	令和 4 年 3 月23日 3 農産第3611号

第1 趣旨

食糧麦備蓄対策事業（以下「事業」という。）の実施については、食糧麦備蓄対策費補助金交付等要綱（平成22年 8 月 9 日付け22総食第435号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 定義

- 1 この要領において「一般輸入小麦」とは主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第113号。以下「食糧法」という。）第42条第 1 項の規定に基づき買い入れる食糧用小麦をいい、「特別売買小麦」とは食糧法第43条第 1 項の規定に基づき買い入れる食糧用小麦をいう。
- 2 この要領において「食糧用輸入小麦」とは、一般輸入小麦及び特別売買小麦をいう。
- 3 この要領において「事業実施主体」とは、交付等要綱第 3 に規定する事業実施主体をいう。
- 4 この要領において「買受資格者」とは、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）第 3 章第 2 の 2 又は第 4 章第 3 の 4 (2) の規定に基づき、食糧用輸入小麦の売渡しの相手方として農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）の承認を受けた買受資格者をいう。
- 5 この要領において「備蓄小麦」とは、次のいずれかに掲げる食糧用輸入小麦であって、6 に規定する損傷品を除くものをいう。
 - ① 事業実施主体が、第 3 の事業実施計画に基づき保管する食糧用輸入小麦
 - ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された協同組合又は協同組合連合会の構成員が、事業実施主体たる協同組合又は協同組合連合会が作成する第 3 の事業実施計画に基づき保管する食糧用輸入小麦
- 6 この要領において「損傷品」とは、食糧用輸入小麦のうち、水濡れ等により食用に販売することができなくなったものをいう。
- 7 この要領において「受払台帳」とは、事業実施主体が備蓄小麦の保管場所及

び在庫数量を把握するために整備する日報及び旬報をいう。

- 8 この要領において「推測備蓄数量」とは、第5の2に規定する検量人がサイロ上部からの測尺により空サイロ部分の距離を測定し、当該サイロの構造、収容力及び小麦の容積重等から推測した備蓄小麦の数量をいう。
- 9 この要領において「備蓄計画数量」とは、適正な備蓄水準を満たすために必要な数量として事業実施計画に記載するものであり、外国産食糧用小麦の年間需要量の2.3か月分に相当する数量をいう。また、「補助対象数量」とは、備蓄計画数量のうち、国が事業に基づき保管料相当額の補助金を支出するものであり、外国産食糧用小麦の年間需要量の1.8か月分に相当する数量をいう。

第3 事業実施計画

1 事業実施計画の作成

交付等要綱別記様式第1号の記の2の事業実施計画は、様式1-1により作成し、次に掲げる関係書類（①の書類は、複数の製粉企業等により事業を実施する場合に、⑤の書類は、食糧麦輸送対策事業を実施する場合にのみ必要。）を添付すること。

ただし、①及び②の書類については、食糧麦備蓄対策事業に係る公募要領第7の1の(2)の③及び④に規定する関係書類として提出したものと記載内容に相違がないときは、添付を省略することができる。

交付等要綱第7の交付決定の通知があったときは、交付等要綱第5の交付申請書に添付された事業実施計画について、承認があったものと取り扱う。

- ① 食糧麦備蓄対策事業参加確認書（写）（様式1-2）
- ② 備蓄予定倉庫一覧（様式1-3及び様式1-4）
- ③ 倉庫業者との間の食糧用輸入小麦の保管に係る寄託契約書（写）
- ④ 倉庫業者との間の備蓄数量の確認に係る同意書（写）（様式1-5）
- ⑤ 食糧麦輸送対策事業に係る計画明細書（様式1-6）

2 計画変更、中止又は廃止

- (1) 事業実施計画を変更し、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、交付等要綱第10の定めるところにより承認を受けるものとする。
- (2) 前号の承認は、火災、天災その他やむを得ない事由があると認める場合に限り行う。

第4 備蓄予定倉庫

備蓄予定倉庫は、備蓄小麦の備蓄数量の確認が可能な次に掲げる倉庫等とする。

- ① 平成22年4月1日付けで国と締結した政府所有麦寄託契約に係る倉庫
- ② 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条に基づき国土交通大臣に登録を行った者が保有する倉庫（ただし、①の倉庫を除く。）
- ③ 事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）が所有する原料タンク、加水タンク等であって、測尺により実在庫数量を確認できるもの

第5 備蓄実績の確認

1 受払台帳の整備等

事業実施主体等は、備蓄小麦の備蓄数量を確認できるよう受払台帳（様式2、

様式3-1、様式3-2又は備蓄数量が確認できると農産局長が認める様式)を整備する。

2 検量人の選定

農産局長は、事業実施主体等が保管する備蓄小麦の備蓄数量を確認するため、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定に基づき検量事業の許可を受けた者の中から、毎年、3の備蓄数量の確認を行う業務に係る請負契約の相手方（以下「検量人」という。）を競争入札により選定し、契約を締結する。

3 備蓄数量の確認

(1) 検量人は、毎月1日から10日までの間に、前月1日、11日、21日及び末日時点における備蓄数量について、倉庫業者が事業実施主体等に対して請求した備蓄小麦の保管料請求書（以下「倉庫業者請求書」という。）と1の受払台帳及び第6の1(1)の保管料経費計算書の内容が一致することを確認し、受払台帳及び保管料経費計算書の欄外余白に確認年月日を記入し、記名する。

ただし、確認に当たって追加的に必要な場合は、事業実施主体等又は倉庫業者が整備する備蓄小麦の入出庫台帳等を用いて確認を行う。

(2) 検量人は、(1)による確認のほか、毎事業年度に1回以上、備蓄予定倉庫ごとに、又は農産局長が必要があると認めて指示をした場合、備蓄小麦が保管されているサイロの全部又は一部について推測備蓄数量を測尺し、推測備蓄数量表（様式5）に記載し、倉庫業者が整備する備蓄小麦の入出庫台帳における在庫数量と一致することを確認する。

(3) 検量人は、(1)の確認の結果を備蓄小麦在庫報告（様式6）に取りまとめ、確認を行った月の15日（ただし、4月に限り7日とする。）まで（当該期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第90号）第1条第1項各号に該当する場合は、その直前の開庁日とする。以下同じ。）に、農産局長に提出する。また、(2)の確認の結果については、確認次第速やかに、推測備蓄数量表を農産局長に提出する。

(4) 検量人は、(1)又は(2)の確認を行う方法及び日時について、あらかじめ事業実施主体等及び倉庫業者と協議を行う。

第6 保管料経費の請求・支払

1 保管料経費の請求等

(1) 請求金額の算出及び保管料経費計算書の作成

事業実施主体は、毎月1日から10日までを上期、11日から20日までを中期、21日から月末までを下期として、次の算式により請求金額を算出し、保管料経費計算書（様式7）を作成する。

また、支払対象数量は、備蓄予定倉庫のうち第4の①及び②に規定するもの（以下「補助対象倉庫」という。）における補助対象数量とする。ただし、補助対象倉庫の備蓄数量が事業実施計画に記載された補助対象数量を下回る場合は、備蓄数量を支払対象数量とする。

$$\begin{aligned} \text{請求金額} = & \text{支払対象数量 (A)} \times P + \text{支払対象数量 (B)} \times P \\ & + \text{支払対象数量 (C)} \times P \end{aligned}$$

支払対象数量(A)：当該月1日の支払対象数量

支払対象数量(B)：当該月11日の支払対象数量

支払対象数量(C)：当該月21日の支払対象数量

P：第3の1又は2により承認を受けた事業実施計画に記載された保管料単価（※）

（※）国が支払う備蓄小麦に係る保管料単価は、国土交通省届出単価（倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第24条第1項の規定に基づき届け出た倉庫保管料をいう。）を上限とする。

(2) 備蓄予定倉庫が複数存在するときの請求金額の算出

備蓄予定倉庫が複数存在するときの請求金額は、以下のとおり、補助対象倉庫ごとに支払対象数量を設定（補助対象倉庫ごとの支払対象数量の合計が事業実施主体の補助対象数量となる。）し、(1)の算式によりそれぞれの補助対象倉庫の請求金額を算出した上で、合算する。

ア 補助対象倉庫であって、工場等に直結又は隣接していない倉庫（以下「非隣接倉庫」という。）の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が、補助対象数量を上回る場合は、補助対象数量全てを非隣接倉庫の支払対象数量とする。なお、非隣接倉庫が複数ある場合には、当該補助対象数量をそれぞれの非隣接倉庫の備蓄数量により按分して、非隣接倉庫ごとの支払対象数量を定める。

この場合、補助対象倉庫であって、工場等に直結又は隣接している倉庫（以下「隣接倉庫」という。）の備蓄数量は、全て補助の対象外とする。

イ 非隣接倉庫の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が、補助対象数量未満である場合は、非隣接倉庫の備蓄数量全てを支払対象数量とする。

この場合、補助対象数量から非隣接倉庫の備蓄数量を控除した量（以下「控除済補助対象数量」という。）が、隣接倉庫の支払対象数量となるよう、以下のとおり隣接倉庫ごとの支払対象数量を定める。

(ア) 隣接倉庫の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が控除済補助対象数量を上回る場合は、控除済補助対象数量を隣接倉庫の支払対象数量とする。なお、隣接倉庫が複数ある場合には、控除済補助対象数量をそれぞれの隣接倉庫の備蓄数量により按分して、隣接倉庫ごとの支払対象数量を定める。

(イ) 隣接倉庫の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が控除済補助対象数量未満の場合は、隣接倉庫の備蓄数量全てを支払対象数量とする。

(3) 保管料経費の請求

事業実施主体は、交付等要綱第13の規定に基づき、次に掲げる関係書類を食糧麦備蓄対策費補助金概算払請求書（以下「概算払請求書」という。）に添付の上、食料安定供給特別会計官署支出官農林水産省農産局長（以下「農産局長（官署支出官）」という。）に対し、概算払請求することができる。

なお、概算払請求は各月ごとにできるほか、複数月分（3か月分又は6か月分）をまとめて請求することができる。

複数月分をまとめて請求する場合は、概算払請求書の「〇月分」とあるところに、「〇～〇月分」として記載することとする。

- ① 受払台帳（写）（第5の3(1)に基づき検量人の記名されたものに限る。）
- ② 保管料経費計算書（写）（第5の3(1)に基づき検量人の記名されたものに限る。）
- ③ 倉庫業者請求書（写）

(4) 概算払請求書の提出期限

概算払請求書の提出期限は、各月ごとに請求する場合は備蓄小麦を保管した翌月20日、複数月まとめて請求する場合は当該期間中の最終月の翌月20日までとする。ただし、3月分に限り4月10日までとする。

(5) 概算払請求書及び関係書類の提出方法及び留意事項

- ① 概算払請求書及び関係書類の提出方法は、郵送、電子メール又は交付等要綱第21に規定する方法とする。

なお、関係書類を電子メールにより提出する場合は、概算払請求書をスキャナー等で読み取りPDFファイルとして併せて送付すること。

- ② 郵送により提出する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によること。
- ③ 電子メールにより提出する場合には、農産局長が別途指示する送付先のメールアドレス宛てに、件名を「食糧麦備蓄対策事業の概算払請求書（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を記載し、送付すること。

2 請求書の審査及び支払

農産局長（官署支出官）は、1(3)に基づき保管料経費の概算払請求を受けたときは、提出された概算払請求書及び添付された関係書類の内容を審査の上、農林水産大臣から通知を受けた交付決定額の範囲内、かつ、第3の1又は2の規定により承認を受けた事業実施計画に記載された年間補助対象数量に係る補助金額の範囲内において、支払を行う。

第7 備蓄数量が備蓄計画数量を下回るおそれがある場合の取扱い

- 1 事業実施主体は、月末における備蓄予定倉庫の備蓄数量の合計（以下「月末備蓄数量」という。）が備蓄計画数量を下回ると見込まれるときは、当該月中に、4か月後の備蓄予定倉庫の備蓄数量の合計が備蓄計画数量を上回るように、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け農林水産省総合食料局長通知）第3章の第4に基づく輸入麦の買受申込みを行うものとする。
- 2 事業実施主体は、1による買受申込みを行うときは、月末備蓄数量が備蓄計画数量を下回ると見込まれる要因及び4か月後に備蓄計画数量以上の備蓄数量を保有するための計画を記載した備蓄見込報告書（様式9）を、輸入麦買受申込書とともに農産局長に提出する。
- 3 農産局長は、2により、備蓄見込報告書が提出されたときは、関係書類等により、月末備蓄数量が備蓄計画数量を下回ると見込まれる理由が、需要の変動その他やむを得ないものであるか否かについて審査する。
- 4 農産局長は、3の審査の結果、備蓄見込報告書の内容が適当であると認めるときは、第6の2に基づき、概算払請求に係る補助金の支払いを行うものとする。

る。

- 5 農産局長は、事業実施主体から備蓄見込報告書の提出がなく、かつ、月末備蓄数量が備蓄計画数量を下回った場合及び3の審査の結果、備蓄見込報告書の内容が不相当であると認める場合は、交付等要綱第19の規定に基づき、当該事業実施計画に係る補助金の交付決定の取消しを行い、事業実施主体に支払った補助金を全額返納させるものとする。

第8 食糧麦輸送対策事業の実施

1 事業の実施

- (1) 事業実施主体は、第12の2に基づき農産局長から備蓄小麦の取崩し指示があった場合は、当該指示に沿って備蓄小麦を取り崩し、受入先の事業実施主体に引き渡す。
- (2) 本事業は、(1)により取り崩した備蓄小麦を受け入れる事業実施主体が行うものとする。

2 輸送経費の請求・支払

- (1) 事業実施主体は、交付等要綱第15に基づく実績報告書により、第6に規定する保管料経費の精算額と併せて、請求するものとする。
- (2) 農産局長（官署支出官）は、(1)の実績報告書の提出を受けたときは、提出された実績報告書の内容を審査の上、農林水産大臣から通知を受けた交付決定額の範囲内、かつ、第3の1又は2の規定により承認を受けた事業実施計画に記載された当該事業に係る補助金額の範囲内において、支払を行う。

第9 損傷品の廃棄処理

1 損傷品の区分及び取扱い

- (1) 事業実施主体は、損傷品が確認された場合、その損傷品について、第5の1により整備する受払台帳から、出庫処理する。
- (2) 事業実施主体は、(1)で出庫処理した場合は、損傷品廃棄処理明細書（様式第10）を作成し、損傷品の在庫数量、搬出数量、処理数量等の管理を行う。
- (3) 事業実施主体は、倉庫業者等の協力を得て損傷品を備蓄小麦と明確に区分して管理するものとする。

2 損傷品の処理及び報告

- (1) 事業実施主体は、原則として損傷品の廃棄処理を廃棄物処理業者等に委託するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の規定によらず、廃棄以外により処理を行う場合は、別途農産局長の指示を仰ぐものとする。
- (3) 事業実施主体は、(1)により損傷品を廃棄しようとするときは、あらかじめ損傷品廃棄処理計画書（様式11）を農産局長宛て提出するものとする。
また、損傷品の廃棄を完了したときは、1の(2)により作成した損傷品廃棄処理明細書（写）を添えて、損傷品廃棄処理実績報告書（様式12）を、速やかに農産局長宛て提出するものとする。

第10 指導

農産局長は、事業実施主体が事業実施計画に基づいて事業を実施することができないおそれがあると認めたときは、当該事業実施主体に対し、事業の履行につ

いて指導することができる。

第11 年間備蓄実績の報告

- 1 事業実施主体は、毎年4月10日までに、前年度における備蓄数量を年間備蓄実績報告（様式8－1）により取りまとめ、農産局長に提出する。
- 2 事業実施主体は、別紙に掲げる事由により当初の予定どおりの入庫及び出庫ができなかった場合は、該当する事由及び当該事由がなかったと仮定した場合の月別の入庫量、出庫量等を整理し、年間備蓄数量算出表（様式8－2）を作成し、1の年間備蓄実績報告と併せて農産局長に提出し、農産局長は、関係書類等を確認した上で、これが適当であるか審査する。
- 3 農産局長は、年間備蓄実績報告に記載されている年間備蓄数量（2により年間備蓄数量算出表が適当であると認められる場合は、当該算出表に記載された年間備蓄数量。）が事業実施計画に記載された年間備蓄数量を下回っている場合は、交付等要綱第19の規定に基づき、当該事業実施計画に係る補助金の交付決定の取消しを行い、事業実施主体に支払った補助金を全額返納させるとともに、当該補助金にかかる加算金及び延滞金を納付させる。

第12 指示

- 1 農産局長は、輸入の途絶、遅延等により、小麦の供給が不足する事態が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、事業実施主体が保管する備蓄小麦の加工及び市場への商品の提供を指示することができる。
- 2 農産局長は、自然災害の発生等により、輸入小麦の安定供給に支障が生じると認める場合、事業実施主体が保管する備蓄小麦の全部又は一部の取崩し、備蓄小麦の加工及び市場への商品の提供その他必要な措置を指示することができる。

第13 電子情報処理組織による申請等

事業実施主体は、第11第1項及び第2項の規定による年間備蓄実績の報告については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により当該報告を行う場合において、本要領に基づき当該報告に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により当該報告を行う場合は、本要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 農産局長は、第1項の規定により当該報告が行われた事業実施主体に対する通知、承認、指示、命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 事業実施主体が第2項の規定によりシステムを使用する方法により当該報告を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

附則（平成23年 2 月16日）

この通知は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成23年 9 月 1 日）

（施行期日）

1 この通知は、平成23年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この通知による改正前の食糧麦備蓄対策事業実施要領（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省総合食料局長がした承認その他の行為（以下「承認等」という。）は、この通知による改正後の食糧麦備蓄対策事業実施要領（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長がした承認等とみなし、旧通知の規定により農林水産省総合食料局長に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により農林水産省生産局長に対してした申請等とみなす。

附則（平成24年 4 月 6 日）

この通知は、平成24年 4 月 6 日から施行する。

附則（平成25年 6 月28日）

この通知は、平成25年 6 月28日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この通知は、平成27年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附則

1 この通知は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和 2 年 3 月17日）

この通知は、令和 2 年 3 月17日から施行する。

附則（令和２年９月14日）

この通知は、令和２年９月14日から施行する。

附則（令和３年３月29日）

この通知は、令和３年３月29日から施行する。

附則（令和４年３月23日）

- 1 この通知は、令和４年３月23日から施行する。
- 2 食糧麦備蓄対策費補助金交付要綱の一部改正について（令和４年３月23日付け３農産第3609号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の食糧麦備蓄対策事業実施要綱（平成22年８月９日付け22総食第435号農林水産事務次官依命通知）及び食糧麦備蓄対策費補助金交付要綱（平成22年８月９日付け22総食第436号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業については、なお従前の例による。

様式 1－1（第 3 関係）

令和 年度食糧麦備蓄対策事業実施計画

記

（注）公募要領に基づき応募申請書を提出した際に添付した事業実施計画から変更はありません。

注 関係書類として 6 の別添書類を添付すること。ただし、事業実施計画の内容が、公募要領に基づき応募申請書を提出した際に添付した事業実施計画の記載内容と相違ない場合には、上に示した（ ）内を記載し、以後の記載を省略することができる。

1 事業の目的

2 備蓄計画数量

年間備蓄数量：()トン…⑤

うち年間補助対象数量：()トン…⑥

(積算基礎)

(単位：トン)

項 目	積算の考え方	数 量
食糧用輸入小麦の 年間需要量	①	
備蓄計画数量	②	
うち補助対象数量	③	
自己負担数量	④＝②－③	
年間備蓄数量	⑤＝②×12か月	
うち年間補助対象数量	⑥＝③×12か月	

(注) 1 小数点以下は、四捨五入する。

2 他の買受資格者の備蓄数量を含め備蓄計画を作成する場合は、①食糧用輸入小麦の年間需要量に当該買受者の年間需要量を合算する。

3 月末備蓄数量が②備蓄計画数量を下回った場合及び各月末の備蓄数量の合計が⑤年間備蓄数量を下回った場合は、補助金の全額返還となるおそれがあることに留意する。

4 年間補助対象数量に係る経費は、補助金交付決定額の範囲内で支払う。

3 所要額

(単位：千円)

区 分	補助事業に要する所要額	負担区分		備 考
		国庫補助	自己負担	
食糧麦備蓄対策事業				
食糧麦輸送対策事業				
合 計				

- (注) 1 補助事業に要する所要額は、4における各事業の所要額の内訳の合計金額に一致する。
- 2 食糧麦備蓄対策事業の補助事業に要する所要額は、年間需要量の 1.8 か月分の備蓄に要する経費であり、国庫補助金額と一致する。
- 3 負担区分は、食糧麦備蓄対策費補助金交付等要綱（平成 22 年 8 月 9 日付け 22 総食第 436 号農林水産事務次官依命通知）別表に定める補助率による。

4 所要額の内訳

- (1) 食糧麦備蓄対策事業
様式 1－3 及び 1－4 のとおり。
- (2) 食糧麦輸送対策事業
様式 1－6 のとおり。

5 事業完了予定年月日 令和 年 3 月 31 日

6 添付書類

- (1) 食糧麦備蓄対策事業参加確認書（写）（他の製粉企業等の備蓄数量を含めて事業実施計画を作成する場合のみ提出）（様式 1－2）
- (2) 備蓄予定倉庫一覧（様式 1－3 及び 1－4）
- (3) 倉庫業者との間の食糧用輸入小麦の保管に係る寄託契約書（写）
- (4) 倉庫業者との間の備蓄数量の確認に係る同意書（写）（様式 1－5）
- (5) 食糧麦輸送対策事業に係る計画明細書（様式 1－6）

様式 1－2（第 3 関係）

令和 年 月 日

名 称
代表者氏名 （事業実施主体） 殿

食糧麦備蓄対策事業参加確認書

令和 年 月 日付けで （事業実施主体名） が提出する食糧麦備蓄対策事業実施計画には、下記のとおり弊社の備蓄計画数量を含んでいることを確認します。

また、食糧麦備蓄対策事業の実施に当たり、農産局長が別に契約を締結する検量人が備蓄小麦の在庫確認を行う場合には、当該確認に協力します。

記

（単位：トン）

製粉企業等名	住 所	年間備蓄数量	うち年間補助 対象数量
合 計			

（注）本表の合計は、事業実施計画における年間備蓄数量及び年間補助対象数量と一致する。

取りまとめ者以外の
実施事業主体の名称
等を記載する。

{

(名 称)
(代表者氏名)

(名 称)
(代表者氏名)

(名 称)
(代表者氏名)

様式 1－3（第 3 関係）

補助対象数量（1.8 か月分）の備蓄予定倉庫一覧

備蓄予定 倉庫名	所 在 地	備蓄数量のう ち補助対象数 量① (トン)	保管料 単価② (円/トン)	所要額 ①×②×3 期×12 か 月(円)	備考
合 計		※ 1		(円) ※ 2 (千円)	

- (注) 1 本表は、補助を受け備蓄する小麦について記載する。
- 2 備蓄予定倉庫は、単価設定のある穀物サイロとする。
- 3 備蓄数量のうち補助対象数量の合計（※ 1）は、事業実施計画における③補助対象数量と一致する。
- 4 保管料単価は、国土交通省届出単価を上限とする。
- 5 所要額の合計（※ 2）は、千円単位で記入（切上げ）。また、同金額は、事業実施計画の補助事業に要する所要額と一致する。
- 6 工場直結の備蓄予定倉庫は「直結」、工場隣接の備蓄予定倉庫は「隣接」と備考欄に記載する。

様式 1－4（第 3 関係）

自己負担数量（0.5 か月分）の備蓄予定倉庫一覧
(単位：トン)

備蓄予定倉庫名	所 在 地	備蓄数量 のうち自己 負担数量
合 計		※

- (注) 1 本表は、自己負担により備蓄する小麦について記載する。
- 2 備蓄予定倉庫は、穀物サイロの他、測尺により実在庫数量の確認ができる原料タンク及び加水タンクとする。
- 3 備蓄数量のうち自己負担数量の合計（※）は、事業実施計画における自己負担数量と一致する。

様式 1－5（第 3 関係）

令和 年 月 日

名 称
代表者氏名 （事業実施主体） 殿

備蓄小麦の在庫確認に係る同意書

令和 年 月 日より令和 年 月 日までの間において、貴社が食糧麦備蓄対策事業を実施するに当たり、弊社が所有する下記の倉庫において、農林水産省農産局長が別に契約を締結する検量人が備蓄小麦の在庫数量の確認を行う場合には、当該確認に協力することについて同意します。

記

（単位：トン）

備蓄予定倉庫	所 在 地	備蓄数量
合 計		

（注）本同意書は、様式 1－3 及び様式 1－4 に掲げる備蓄予定倉庫（事業実施主体が所有する備蓄予定倉庫を除く）ごとに作成する。

名 称
代表者氏名 （倉庫業者名）

様式 1－6（第 3 関係）

食糧麦輸送対策事業に係る計画明細書

輸送月	搬出地	搬入地	距離 (km)	輸送数量 (トン) ①	輸送単価 (円/トン) ②	輸送経費 (円) ①×②
合 計						(円) ※ 1 (千円)
補助対象						※ 2 (千円)

- (注) 1 距離は、トラック輸送等、距離別に料金が設定されている場合のみ、搬出地と搬入地との間の輸送距離を記入する。
- 2 輸送単価は、国土交通省届出料金を計上するとともに、その根拠となった輸送業者による輸送料金に係る国土交通大臣への届出書（写）を添付する。
- 3 輸送経費欄の合計の下段欄（※ 1）は、千円単位で記入(千円未満切上げ)する。
- 4 補助対象の金額欄（※ 2）は、合計欄の 1／2 の額を記入(千円未満切捨て)する。
- 5 事業実績結果に係る報告書として本様式を使用する場合には、搬出地から搬入地までの輸送単価及び輸送実績数量を確認することができる書類（例：運送事業者からの請求書等）を添付する。

様式 2 (第 5 関係)

食糧受払台帳（日報）（ 年 月分）

【倉庫業者名： 】

【保管場所（倉所）名： 】

(単位: kg)

日にち	繰越在庫	入庫数量	出庫数量	残高	備考
1 日					
2 日					
⋮					
11 日					
⋮					
21 日					
⋮					
月末					

(注1) 欄は、必要に応じて適宜追加すること。

(注 2) 他の製粉企業より転売等を受けた一般輸入小麦又は特別売買小麦は、当該現品が一般輸入小麦又は特別売買小麦である旨の証明(様式 4)を得ているもののみ、() 書き内数で記載する。

確認： 年 月 日

所属：

氏名：

食糧麦受払台帳（旬報：入出庫数量確認用）（ 年 月分）

(単位: kg)

期別	サイロ名	繰越在庫	入庫数量	出庫数量	残高	備考
上期 1 日~10 日						
	小計					
中期 11 日~20 日						
	小計					
下期 21 日~月 末						
	小計					

(注3) 加水タンク内の推測備蓄数量を把握する場合は、玄麦換算後の在庫数量を加水比率で割り戻して算出した上で、民間輸入分、加工貿易分及び国内産麦の配合比率を踏まえ、備蓄小麦に係る推測備蓄数量を算出する。

確認： 年 月 日
 所属：
 氏名：

様式 3 - 2（第 5 関係）

食糧麦受払台帳（旬報：測尺確認用）（ 年 月分）

【倉庫業者名：】

【保管場所（倉所）名：】

期別	サイロ名	空サイロ 距離 m	換算表による 推計在庫数量 kg	玄麦換算後の 在庫数量 kg	配合比率を踏 まえ推測備 蓄数量 kg	備考
上期 (1 日)						
	小計					
中期 (11 日)						
	小計					
下期 (21 日)						
	小計					
月末						
	小計					

- (注 1) 他の製粉企業より転売等を受けた一般輸入小麦又は特別売買小麦は、当該現品が一般輸入小麦又は特別売買小麦である旨の証明（様式 4）を得ているもののみ、（ ）書き内数で記載する。
- (注 2) 粗麦タンク内の推測備蓄数量を把握する場合は、民間輸入分、加工貿易分及び国内産麦の配合比率を踏まえ、備蓄小麦に係る推測備蓄数量を算出する。
- (注 3) 加水タンク内の推測備蓄数量を把握する場合は、玄麦換算後の在庫数量を加水比率で割り戻して算出した上で、民間輸入分、加工貿易分及び国内産麦の配合比率を踏まえ、備蓄小麦に係る推測備蓄数量を算出する。

確認： 年 月 日

所属：

氏名：

様式4（第5関係）

令和 年 月 日

（買受業者名） 殿

証 明 書

○月○日付けで弊社が貴社に売り渡した食糧用輸入小麦は、弊社が農林水産省農産局長より買い受けた以下の現品であることを証明します。

【現品の詳細】

1. 契約番号 年 月 日付け 売契麦 （ ）第 号
2. 種類・銘柄
3. 数量 トン
4. 本船名

住所
売渡業者名
代表者氏名

様式 5 (第 5 関係)

推測備蓄数量表

【倉庫業者名：】
【保管場所（倉所）名：】
【検査日時：】

[illegible]

(注) 1. 粗麦タンク内の推測備蓄数量を把握する場合は、民間輸入分、加工貿易分及び国内産麦の配合比率を踏まえ、備蓄小麦に係る推測備蓄数量を算出する。

2. 加水タンク内の推測備蓄数量を把握する場合は、玄麦換算後の在庫数量を加水比率で割り戻して算出した上で、民間輸入分、加工貿易分及び国内産麦の配合比率を踏まえ、備蓄小麦に係る推測備蓄数量を算出する。

様式6（第5関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

備蓄小麦在庫報告（ 年 月分）

住所
氏名 （検量人）

（事業実施主体名）が保管する令和 年 月末の備蓄小麦の在庫確認を下
記のとおり実施したので報告します。

記

（単位：k g）

倉庫名	月末在庫数量
合計	
在庫確認年月日	年 月 日
検量人氏名	

令和 年 月分 保管料経費計算書

事業実施主体名:

期 別	倉庫の種類	倉庫名	期初在庫数量 (kg)		助成対象 積数	保管料単価 (1トン当たり) 円 銭	請求金額 円 銭
			(2.3か月分)	うち助成対象 (1.8か月分)			
上 期	単価設定のない倉庫			—	—	—	—
	①			—	—	—	—
				—	—	—	—
	工場直結又は隣接の倉庫 (単価設定あり)						
	②						
	①又は②以外の倉庫 (単価設定あり)						
中 期	単価設定のない倉庫			—	—	—	—
	③			—	—	—	—
				—	—	—	—
	工場直結又は隣接の倉庫 (単価設定あり)						
	④						
	③又は④以外の倉庫 (単価設定あり)						
下 期	単価設定のない倉庫			—	—	—	—
	⑤			—	—	—	—
				—	—	—	—
	工場直結又は隣接の倉庫 (単価設定あり)						
	⑥						
	⑤又は⑥以外の倉庫 (単価設定あり)						
下期計						—	
合計							
請求金額							

(注) 1. 保管料単価は、事業実施計画様式1-3「補助対象数量(1.8か月分)の備蓄予定倉庫一覧」に記載された単価とする。

2. 端数処理は、円未満切捨てとする。

3. 別添として、倉庫業者からの保管料請求書を添付する(事業実施主体が倉庫業者の場合を除く。)

確認:	年	月	日
所属:			
氏名:			

令和 年 月 日

所在地
名 称
代表者 (事業実施主体)

食糧麦備蓄対策事業実施要領（平成 22 年 8 月 20 日付け 22 総食第 437 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 の 1 の規定に基づき、年間備蓄実績を以下のとおり報告します。

[illegible]

様式 8－2（第11関係）

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
名 称
代表者 （事業実施主体）

令和 年度食糧麦備蓄対策事業における年間備蓄数量算出表

食糧麦備蓄対策事業実施要領（平成 22 年 8 月 20 日付け 22 総食第 437 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 の 2 の規定に基づき、
年間備蓄数量算出表を以下のとおり報告します。

（単位：トン）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年度計	備考
期首数量 ①														
入庫数量 ②														
出庫数量 ③														
月末在庫 ①+②-③														
期末在庫 (測尺確認を含む)														

- (注) 1. 期末在庫（測尺確認を含む）欄は、測尺による在庫確認を行った倉庫の在庫数量を含めた数量を記載する。
2. 事業実施主体の責に帰すことができない事由により、当初の予定どおり備蓄小麦を保管できなかった場合は、当該事由がなかったと仮定した場合の月別の入庫量及び出庫量等を下段に整理するとともに、年間備蓄実績報告（様式 8－1）に記載された数量との差を上段にそれぞれ記載する。
- また、当初の予定と実際の備蓄数量及び備蓄期間の別、並びに当該理由を別紙（様式任意）にて整理するとともに、必要に応じ関係書類等を添付する。

(別紙 第11の2 関係)

1 輸入ができない場合

- (1) 輸出国での大不作、港湾ストライキ、戦争等が発生した場合
- (2) 輸出国で輸出禁止令が発せられた場合
- (3) 国と輸入麦買入委託契約又は食糧用輸入麦の特別売買契約を締結した商社が倒産した場合
- (4) 国と輸入麦買入委託契約又は食糧用輸入麦の特別売買契約を締結した商社の輸入数量が買入契約数量を下回る場合
- (5) 国と輸入麦買入委託契約又は食糧用輸入麦の特別売買契約を締結した商社の積来船が転覆又は航行不能となった場合
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）違反となり、積戻し又は廃棄された場合

2 通関申請及び通関に時間を要する場合

- (1) 積来船の到着が遅れた場合
- (2) 輸入港において船混みが発生した場合
- (3) 予定した倉庫収容力の確保ができなかった場合
- (4) 輸入港で港湾ストライキが発生した場合
- (5) 荷役施設の故障、天候その他の事情により荷役作業が遅れた場合
- (6) 植物検疫法第9条（検疫有害動植物の消毒処分）により、くん蒸が実施された場合

3 検収に時間を要する場合

- (1) 輸出国の検査証明書などの商社の提出書類に不備がある場合
- (2) 貯穀害虫（穀象虫）が確認され、くん蒸する場合
- (3) 船積時検査（残留農薬検査）において、商社による検査サンプルの提出が遅れた場合
- (4) 公的検査機関等による品位確認において、水濡れ等の異常品と正品を仕分けする必要があるが生じた場合

4 検収後に発生した事由による場合

- (1) 自然災害のため倉庫が倒壊すること等により、輸入小麦の保管数量が減少した場合又は輸入小麦を予定どおり保管する場所がなくなった場合
- (2) 盗難、火災、サイロ業者の保管管理上の事故により、備蓄小麦が消失した場合
- (3) 第12の規定に基づき、農産局長より備蓄小麦の全部又は一部の取り崩し、加工及び市場への商品の提供その他必要な指示を受けた場合

様式9（第7関係）

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
名 称
代表者 （事業実施主体）

備蓄見込報告書

食糧麦備蓄対策事業実施要領（平成22年8月20日付け22総食第437号）
農林水産省総合食料局長通知）第7の規定に基づき、備蓄見込数量を以下の
とおり報告します。

1 備蓄計画数量（2.3 か月分）： トン

2 備蓄見込数量 (単位：トン)

年月	当月	翌月	2 か月後	3 か月後	4 か月後
繰越在庫					
入庫数量					
出庫数量					
月末在庫					

（注）事業実施主体の責に帰すことができない事由により、当初の予定どおり備蓄小麦を保管できなかった場合は、当該事由がなかったと仮定した場合の入出庫量等を下段に整理するとともに、実際の入出庫量等との差を上段にそれぞれ整理すること。

3 備蓄数量減少要因

（注）備蓄数量減少要因は、需要変動その他やむを得ない事由について、具体的に記載すること。

様式 10 (第 9 関係)

損傷品廃棄処理明細書

【倉庫業者名：】

【処理工場名： 】

[illegible]

様式 1 1（第 9 関係）

損傷品廃棄処理計画書

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所 ○○○○○

会 社 名 ○○○○○

代表者氏名 ○○○○○

令和 年 月 日に発生した備蓄小麦に係る損傷品に関し、下記のとおり廃棄による措置を計画しましたので、報告します。

記

- 1 産地・銘柄：
- 2 損傷品の正品換算数量：
- 3 現保管場所：（業者名、住所、代表者、連絡先電話番号）
- 4 処理工場名等：（業者名、住所、代表者、連絡先電話番号）
- 5 処理数量：
- 6 処理方法：
- 7 処理期間：自 令和 年 月 日、至 令和 年 月 日
- 8 処理業者：（業者名、住所、代表者、連絡先電話番号）

様式 12（第 9 関係）

損傷品廃棄処理実績報告書

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所 ○○○○○

会 社 名 ○○○○○

代表者氏名 ○○○○○

令和 年 月 日付けで報告した損傷品の廃棄処理計画については、別紙のとおり措置しましたので報告します。

（注）別紙として、様式 10（損傷品廃棄処理明細書）（写）を添付すること。